

近代の秋田(久保田)城址における公園化の背景と経緯

Background and Circumstances of Modern Conversion of Akita (Kubota) Castle Site to a Park

野中 勝利*

Katsutoshi NONAKA

Abstract: The aim of this research is to elucidate the background and circumstances of the conversion of the Akita (Kubota) Castle site to a park in modern times. The national government determined the Akita (Kubota) castle site to be essential in 1873. It was administered by the War Ministry, but the land was leased to local residents as farmland or pasturage. In 1890 the site was sold to the Satake family, descendants of the formal feudal lord, who entrusted its administration to the city of Akita. The city allocated income from leasing the grounds, moat, etc., for park improvement and maintenance. Akita Prefecture selected the castle site as a suitable location for rebuilding *Shōkonsha*, a Shinto shrine dedicated to the spirits of the war dead, that had been destroyed by fire. The prefecture planned to relocate *Shōkonsha* to the castle site and make it a prefectural park. The prefecture considered it problematic for the city of Akita to administer privately owned land, so the city canceled the administrative agreement in 1896. Afterwards, the prefecture purchased the central portion of the site from the Satake family, and the remainder was leased as a public park.

Keywords: Akita, Kubota, ruins of castle, park, modernization

キーワード：秋田，久保田，城址，公園，近代化

1. 研究の背景と目的

近世城郭は明治維新によりその存立条件を喪失した。1869年、版籍奉還により旧藩主は藩知事になり、城址は兵部省の所管になった。1872年2月、兵部省が廃止され、陸軍省と海軍省が設置されると、城址は陸軍省に移管された。1873年1月、陸軍省は全国の鎮台配置を改定し、その多くが旧来の城郭が充てられた。この鎮台等の再編に伴い、「諸国存城並廃城調査」として全国の城郭の存廃が一覧表で示された。

それによって「廃城」になった城址は払い下げの対象となった。この払い下げの経過では今治城址で詳細に検討されている¹⁾。また「廃城」後の公園化では、最初に城址を公園にした米沢と高知を対象にした研究²⁾、松山を対象にした研究³⁾などがある。

一方、「存城」は陸軍省の所管になったが、すべての「存城」に兵舎が置かれてはいなかった。1889年、軍備拡張に伴い練兵場や射的場等の「増地買収」費の調達のため、全国の「存置ヲ要セサル」旧城郭等を売却することになった⁴⁾。その対象となった19城址のうち、1890年に白河を除く18城址が旧藩主家あるいは自治体に払い下げられた。この払い下げでは、旧藩主家に払い下げられた若松城址⁵⁾や高松城址⁶⁾などでその経過が分析されている。

払い下げ以降、昭和戦前期までの城址の土地利用をみると、自治体が城址の借用あるいは買収、管理の受託等によって、城址を公園として整備や維持管理していたことが明確なのは、このうち秋田、盛岡など7事例である。現在では日本丸を中心に多くが城址公園になっているが、払い下げ18城址のうち、昭和戦前期までに公園になったのは半数に満たなかった。

現在の城址公園は、城址が土地利用としての公園に転換されてから、近代化の過程でその整備が積み重ねられて形成されている。歴史的共有財である城址の空間履歴をその社会背景とともに捉えることは、今後の城址整備において不可欠である。特に公園化が進められた発端の経緯は、その後の公園整備を規定する要因にもなったことから、その解明に意義を認めることができる。

城址の「公園化」についての研究はまだ個別事例が積み上げられている段階である。1890年に払い下げられた城址の公園化7事例でみると、管見の限り、鳥取城址を対象に、旧藩主池田家への払い下げ以降、公園に至る経過が分析されているのみである⁷⁾。

そこで本稿ではこの7事例の中で最も早く公園化が進んだ秋田(久保田)城址⁸⁾を対象として、公園化に至る背景や経緯を明らかにすることを目的とする。秋田では城址が旧藩主佐竹家に払い下げられると、佐竹家はその管理を秋田市に委嘱し、その後秋田県が公園として整備するという、他の城址にはみられない経過を辿っている。本稿では、こうした経緯を明らかにするため、研究対象期間を1890年の払い下げの前後から、秋田県が公園化のため城址の買収と借用をした1896年までとする。なお秋田県による公園整備における長岡安平の設計思想に関する研究はあるが、公園化の経緯については言及されていない⁹⁾。

研究にあたっては、秋田市文書法制課が管理している秋田市の当時の行政資料と議会資料、秋田県公文書館が管理している秋田県の当時の行政資料と議会資料を基礎資料とした。なおいずれも当時の資料をすべて保存しているわけではないが、保管されている資料を可能な限り確認した。なお秋田県に関しては参事会の会議録を確認することはできなかった。そのほか陸軍省関係の資料はアジア歴史センターで確認した。また秋田県官吏から郡長などを歴任し、秋田市長になった御代弦の日記翻刻も参照した¹⁰⁾。

2. 城址の払い下げまでの城址を取り巻く動き

(1) 「存城」後の城址の土地利用

「存城」になった秋田城址は、陸軍省の通達により「秋田城郭番人」の二人が雇われていた¹¹⁾。政府は城址内の士族邸宅地を買い上げ、相当の移転料を支払い、建物の払い下げを進めた。また1878年には城址に残っていた八幡神社と秋田神社が氏子らによって移転され、その費用が政府に請求されている¹²⁾。

1880年7月には城址で火事があり、当時まだ残っていた旧本

*筑波大学芸術系

丸の建物のほとんどが焼失した¹³⁾。その後も、城址内の立ち枯れ木や風倒木などの127本の樹木を入札により払い下げたり¹⁴⁾、城址の古い建物、二階建ての櫓や土蔵、門などを入札で払い下げたりしている¹⁵⁾。

しかし陸軍省は城址を積極的に利用することはなかった。1878年11月に陸軍省が布達した「土地家屋人民工賃渡規則」¹⁶⁾に基づき、濠を鯉の飼養のため貸与したり¹⁷⁾、土地を菓草の栽培や牧畜として貸与したり、土手敷の雑草は植物の肥料や牛馬の飼料に充てることも許可している¹⁸⁾。住民らの出願により農業などの用途として暫定的に利用されていた。

1884年から4年間、秋田に宣教師として滞在した米国人は城址を、「すっかり荒果れて、その建物は見る影もなく荒廃していたが、自然の美しさを保っていた」と評しているが¹⁹⁾、樹木などの緑地の管理は少しずつ進められていた。繁殖していた狐や狸を捕獲していたり²⁰⁾、「城番人」に「雑柴」の刈り取りを指示したりしている²¹⁾。指示書では、尺回り以上の雑木の伐採を禁じているほか、細木であっても、「松、杉、桑、茶、ケヤキ、クルミ、柿、栗、桃、コウゾ、桜、イチヨウ」の刈り取りを禁じている。

(2) 城址利用における秋田県と秋田市の意向

このような城址は「荊棘蔓延シ恰モ山谷ノ姿」であり、省みると「人民ノ愁惜」があった。「城番人」二人では、適切な管理は行き届いていなかったようである。それを背景として、1888年4月、秋田県は陸軍省(第二師団)に、「秋田城址」での「公園」の設置を願ひ出ることを次のように検討していた²²⁾。

秋田県にはほかに公園はあるが、市街から遠くにあり有名無実である²³⁾。一方、城址は市街を眼下に眺め、西に海洋、東に山岳の景色があり、「四時ノ風光観樂」の公園を開設したい。ただし陸軍省所管のため、「公園」に組み替えられないのであれば、無料の借地による「遊園」の開設でも良い。地形は変更せず、在来の立木はそのまま保存する。なお資料にはこのような推敲されている文案が綴られており、実際に提出されたかは不明である。

いずれにしても、秋田県は城址を主体的に利用する意向を有していたことは確かである。なお1890年2月、秋田県は「秋田城址」を遊園にするための借用の件は、城址が払い下げられる見込みになり見合わせることにした²⁴⁾。

陸軍省が「存城」の一部を払い下げる準備を進めていたことは、「風評」として各地に伝わっていた。1889年8月7日付で秋田市長(小泉吉太郎)は旧藩主佐竹家の当主である義生宛てに「秋田旧城地之儀ニ付懇願」を提出した。その内容は次の通りである²⁵⁾。

「旧縁故」をもって願ひ出る者に払い下げられるという「風評」が一時的に勃興し、旧士民の中には出願する考えもある。しかし秋田市会(以下、市会とする)では「全市共有物トナシ永ク甘棠追慕ノ情念」があり、基本財産として市民の幸福をはかるため、城地の特別払い下げの出願を議決し、その準備をしていた。しかし佐竹家が出願するというので、市会ではありがたく思っている。一方、「他県人」等に渡れば不幸であり遺憾である。もし佐竹家の所有地になったら「格別ノ御由緒」をもってそのまま本市に預けていただくか、別段の方法で拝借させていただきたい。

後述するようにその後実際に佐竹家では払い下げの出願をしている。なお文中では、「公園」等の具体的な利用方法については言及されていないが、秋田市にも主体的な利用の意向があった。

(3) 旧藩主佐竹家への払い下げ

陸軍省本省から各師団に対し、払い下げ対象の旧城郭地は「元城主」による出願に対しては公売にしないで評価額で払い下げる趣旨を、各地方庁を経由して旧城主へ告知するよう通達があった。

第二師団から秋田県を通じて知らされた佐竹義生は陸軍大臣に

宛てて、1889年8月16日付で「秋田舊城址及附属地御拂下願」を提出した。「秋田舊城地」は、「祖先佐竹義宣以来ノ居城ニシテ歳ヲ経ルコト殆ント三百餘年 王政維新ニ至ルマテ歴代祖先辛苦經營」し、今日に至るが、「纏綿之情ニ於テ忘ルルコト能ハサル」として、払い下げられたら「有形之儘保存仕度精神」であると述べている。「保存」とあるが、払い受け後の土地利用については言及していない。

1889年11月に第二師団から陸軍大臣に宛てて、「秋田盛岡若松白河各舊城郭地元該城主へ拂下之儀ニ付伺」が提出された。秋田旧城主の佐竹家、盛岡旧城主の南部家、若松旧城主の松平家、白河旧城主の阿部家から、祖先歴代伝来と縁故をもって各城郭の旧形の維持の情意を表して払い下げの出願があり、各々の払い下げの出願書や評価額の調書を添えて提出した。

この第二師団からの伺いに対し1890年2月、「秋田城」は4,500円で払い下げることが決まった²⁶⁾。佐竹家に払い下げられた土地は、「旧城地」に加え、「旧練兵場地」、「旧火薬庫敷地」も含まれていた²⁷⁾。

3. 秋田市への管理の委嘱

(1) 管理の条件と計画

城址の払い下げを受けた佐竹家は、その管理を秋田市に委嘱することにした。その理由は、先述したように1889年8月に秋田市が佐竹家に城址拝借の出願があったことを挙げている²⁸⁾。

1890年4月26日の秋田市参事会(以下、市参事会とする)で、「旧城地受託管理ノ件」が議案にあがった。契約書案には、「旧主家」の所有に帰した秋田旧城地の当市への管理委嘱に対して、確実に管理するための条件が記されている。その条件には、①従来の風致を損なわない限りにおいて多少地形の変更をしても良い、②道路や架橋を設け、畑や宅地等の区画を定めて収入を図っても良い、③在来の木石を売買、交換して宅地経営の資金に充当しても良い、④30年以内の年限で貸地、貸家で収入を得ることは随意とする、⑤管理年限は10年を一期とし、一期ごとに契約を更新する、⑥管理費用を差し引き純利益がある場合は7割を旧主家、3割を市の収入にする、⑦植え継ぎの方法を設けて、雑木のほか林立する用材を適宜伐採して良い、⑧神社および学校の敷地等に充当する場合は特に旧主家の認可を得ることなど、8項目が挙げられている²⁹⁾。その後の参事会の審議では項目の修正や追加などが検討されたが、比較的秋田市に有利な条件だった。

佐竹家との交渉過程は不明であるが、最終的には1890年6月17日付で佐竹義生から秋田市に管理が委嘱された。その条件は以下の通りである³⁰⁾。

- 一、従来の地形を変更し木石を売買する時は伺いをたてること
- 一、将来の事業の計画方法等を取り調べの上、申し出ること
- 一、管理中に取り計りの不都合があると認められた際はいつでも返納すること

かなり簡潔に、大きな枠組みだけの管理条件を設定し、その後に詳細な事業計画を策定することになっている。なお条件設定の中では具体的に「公園」としての利用には言及されていない。

同じ6月17日付で「舊城地管理」に関して、佐竹家家扶からも市長宛てに文書が提出された。そこでは、旧来の風致を損なわないようにみだりに樹木を伐採しないこと、佐竹家では財政上困難にもかかわらず、祖先が経営していたことから多額の金をもって陸軍省から払い受けたので、佐竹家にも利益になるような計画にさせていただきたいとの内意が伝えられた³¹⁾。所有者である佐竹家の経済的利益への配慮が望まれたいた。この佐竹家からの管理委嘱については6月22日の市参事会で報告された³²⁾。

そして7月16日の市会で、「秋田旧城地管理方法取調委員組織」の議案が提出された。将来の事業を計画し、その方法や順序

などを定め、公園、池沼、田畑、宅地、通路などの区画などを検討する組織だった。市参事会員から2名、市議員から3名、市民から2名の7名の委員で構成するものだった³⁰⁾。

こうして佐竹家からの管理委嘱の条件だった事業計画が検討された。1891年3月17日付で秋田市から佐竹義生に「舊城地取調調査」が提出され、3月23日付で佐竹義生が了承した。その過程では佐竹家側との下交渉があったとみられる。

この「舊城地取調調査」の第一条には「旧城地ニ對スル計画」として、①不用木石売却、②公園開設、③道路修繕及び築造、④樹木植立、⑤学校建築地選定、⑥御別荘地選定、⑦八幡社及びその他の社地選定、⑧不用の土地及び濠貸し渡し、⑨収支予算の9項目が挙げられている。第二条から順に、各項目を条として説明がされている。その内容は表-1の通りである。

これをみると既存の風致を活かしつつ、荒廃している不要な木石を取り除き、多くの植樹によって風致を向上する計画になっている。旧本丸を公園地に設定し、土地の整地、庭園の改修と増設、周囲の植樹をする一方、将来は神社の立地を見込んでいる。逆にみれば神社の立地を想定した旧本丸の風致増進といえる。遊歩者のために道路や休憩所の整備も予定している。また佐竹家の別荘

表-1 「旧城地取調調査」における「旧城地に対する計画」

条	項目	内容
第二条	不用木石売却	旧城地内の不用木石を調査すると、風折れ、立ち枯れや半枯れが768本と雑草があり、見積り代金は268円9銭7厘。石類は土留め、階段及び公園に適するものは保存し、その他は破損修繕に用いる、または売却する。
第三条	公園開設	旧城地内で公園に適する土地は本丸が第一であるので、当該地に公園を開設する。その設計は、まず不用の木石雑草は取り除き地面を平坦にし、元庭園を修繕し、その他一カ所の庭園を設け、公園周囲には梅松桜等の樹木を植立して、風致を添える。ただし、松は旧城地内に自生の分を用い、梅桜は有志者の寄付をもってこれに充てる見込み。また元馬出し跡及び角櫓跡へ東屋を建築し、遊歩者の休足及び遊覧所に供する。
第四条	道路修繕及び築造	旧城地内の道路はまず旧道を修繕し、元橋梁跡への道路を築造し往來の便を開く。木橋を架設しないのは、将来の修繕費を必要としないこと、道路築造の材料は悉く旧城地在來のものを用いるので便利であることから。また手形から鷹匠町に達する新通りの開闢することは頗る便利であるが、多分の経費が必要で緊急の事業でもないので、有志の計画に任ず。
第五条	樹木の植立	旧城地内の樹木の植立する土地は大木屋山が最適である。そこで当該地16,730坪のうち立木在來の部分、およそ三分の一を切除し、残り1,150坪へ杉苗の植立を見込む。ただし1坪1本立ての見積り総本数11,150本、1本につき経費1錢1厘とし122円65銭。その他土手敷等へ栗、漆およそ5千本を植立する。ただし1本につき1錢5厘で75円。
第六条	学校建築地選定	当市高等小学校は早晩建築する必要があるが、敷地を買い上げると多分の経費が必要になるので、旧城地内で最も便利な下中城元洪江邸をその敷地にする見込み。
第七条	御別荘地選定	旧城地へ佐竹家の別荘を設けることは旧臣民の切望であり、その計画を整えたと、その敷地は元勘定所跡もしくは小鷹狩邸をもってこれに充てる見込み。
第八条	八幡社及びその他の社地選定	八幡神社、秋田神社、總社等は旧本丸へ遷座することが適当であるが、多額の経費を要することからその計画は有志に任ず。
第九条	不用の土地及び濠貸し渡し	旧本丸、大木屋山及び土手敷は市の直轄とし、勤業場敷地として適宜の地1町5反歩を貸し、相当の借料を徴収する。その他の土地及び濠を適宜区分して相当の賃料で貸し渡し見込み。
第十条	収支予算	別紙に記載

建設を期待するとともに、自らの学校敷地の確保を見込んでいる。取り除く木石の売却費や土地や濠の賃料を整備費に充当するほか、一部の事業は有志の行為を期待するなど、事業化予算が並行して検討されていた。⑨収支予算は、これらの内容を予算化したものであり、表-2の1891年度予算として記載した。継続事業ではなく1891年度の単年で事業化を計画していた。予算は独立会計としているが、80円の市費を充てている。

この「調査」ではじめて明確に城址の旧本丸を「公園」として位置づけているが、予算項目では「公園」は使用されていない。なお後の新聞報道で、佐竹義生が「舊秋田城址公園」と命名したとあるが³⁰⁾、秋田市の行政資料や議会資料では確認できない。

(2) 予算と審議からみた秋田市の管理

『秋田市会事務簿』『秋田市会議事録』及び『旧城地管理事務簿』から確認できた「旧城地」に関する1891年度以降の予算と決算を一覧したものが表-2である。

初年度の決算をみると、不用木石の売却収入のほか、寄付金も当初の見込みには及ばなかったが、比較的多く集めている。しかし収支では3百円の借入金があった。二年め以降は貸地料収入を中心とした収支予算が計上されている。

初年度の「樹木植付費」は予算に対し約1割強の執行にすぎなかった。これは杉苗木を11,150本、漆、栗等を5千本植樹する計画だったが、実際には杉苗木50本、漆苗木500本、栗5千本だったためである。途中の参事会では、単価が見込みより高いとして本数を減らしたり、他の樹種への変更を決めたりなど、柔軟な対応をしていた。1894年度は杉苗木7千本と漆1千本、1895年度は杉苗木9,939本、漆1千本が予算化されるなど、年間に千本単位での植樹が予定された。

陸軍省による秋田城址の払い下げにあたって、見積額を算出するための調査では、旧城地の立木は3,858本(杉2,583本、松486本、雑木789本)だった³⁰⁾。枯れ木や風倒木が毎年売却されて公園管理の収入にされていたが、新たな植樹によって、本数でみれば緑地的には徐々に充実していたとみられる。ただし参事会や市会では、樹種の選定や植樹の配置などの造園的な議論はみられないが、杉、漆、栗の植樹は産業振興の意図があったことが考えられる。なお1892年4月に市内の有力者たちが公園経営について協議し、常緑樹の中に花樹が必要だとして桜1,170本を寄付した。その後、5本、10本と篤志家から桜が寄付されたらしい³⁰⁾。ただし当時の秋田市の行政資料や市参事会資料からそれを裏付ける記載は確認できなかった。

予算の費目には「公園費」はなく、1891-92年度は「庭園費」があり、1893年度以降は「遊園費」になった。1895年11月の

表-2 旧城地歳入歳出予算・決算

(単位: 円)	1891年度予算	1891年度決算	1892年度予算	1892年度追加	1892年度決算	1893年度予算	1894年度予算	1895年度予算	備考
収入	1353	1151	175	77	207	218	237	212	
木石等売払金	318	455							
賃地料(濠含む)	194	170	157		142	153	151	121	土地と濠の賃料
雑収入		17	13	52	10	9	9	9	枯損木、不用石等の売却
寄付金	655	209	5		29	2	2	2	
前年度繰越金	80 *1			26	26	55	76	83	余剰金、未収金
借入金	106 *2	300							水道資本からの借入
支出	1353	1125	175	77	154	218	237	212	
管理費*3	117	117	24		24	49	48	46	監守人給料等
樹木植付費	258	34	85	32	56	115	129	100	杉、漆、栗等の植立付け
土木費	995	695		20	17	13	15	25	道路、土手修繕費等
遊園費*4	50	279	38	40	52	29	29	32	掃除、腰掛け等
雑費					5				
予備費	50		13				12	16	9
借入金利息			15	△15					
差引残金		26			52				

注) 小数点以下四捨五入、そのため合計の端数が合わないことがある。空欄は該当する費目がないことを示す。

*1: 1891年度は市費、*2: 経費の減額もしくは樹木売却金の増額、*3: 1892年度は監守人給料、*4: 1892年度予算までは庭園費

市会で、議員から市が管理している城址は「公園」ではなく、ただ家人が楽しむ「遊園」にすぎないと指摘されたことに対し、市当局者は確かに「遊園」であると答弁している。「公園」にするためにはどれ位の資金を費やすかの標準はなく、ただ衆人の楽しむ所くらいであると回答している。事業計画では「公園開設」とあるが、いまだ公園の体をなしていないとも吐露している³⁷⁾。そうしたことが予算の費目名に反映されていた。なお予算書を見ると常駐する監守人を置いて管理していた。

4. 城址の公園化の経緯

(1) 招魂社の移転と城址の「公園化」

秋田では市街地郊外に戊辰の役で戦没した兵士を祀る招魂場が1869年に創建され、1875年に政府の通達に伴い招魂社に改称した。招魂祭はこの招魂社で執り行われていた。この招魂社は1893年12月に焼失した。これは「看守人の失火」だったらしい³⁸⁾。日清戦争が終結し、その戦没者を加えると招魂社の再建は焦眉の問題だった。またそれに伴い広い招魂祭場の確保も求められた。

当時山本郡長だった御代弦は、1895年9月16日、招魂社再建の件で県庁から招集があった。御代の日誌によると、翌17日、県会議事堂で市郡の発起人50名くらいが会合し、招魂社の再建について協議した。しかし議論が沸騰し、決まらなかった。18日も引き続き協議し、結局、旧城内本丸に招魂社を再建し、あわせて秋田神社も遷し、かつ旧城内を県公園にすることを決定した³⁹⁾。日誌には他の参加者名は記されていないが、平山靖彦秋田県知事をはじめ、御代が後に佐竹家との交渉を共にした秋田市長の羽生氏熱や河辺郡長の川井忠雄もいたとみられる。県と市郡の長がこの一体的な整備計画で合意した。

(2) 秋田市会での議論

県知事を含む有志者での合意を受け、1895年9月26日付で秋田県内務部長は秋田市長に次のような文書を出した。寺内村の招魂社を城址内に移転するとともに「一大縣公園」を創設する。管内に偉人や功労者を崇祀する堂宇を建設し、国民忠愛の義気を作興すると同時に義人傑士の芳名を後世に表す目的で城址を譲り受ける方針である。そのことに対する意見の照会だった⁴⁰⁾。

翌27日、市長はこの照会に対する回答を市会に諮るため市会議長に提出した⁴¹⁾。その内容は、本市は佐竹家からの委嘱で城址を管理しており、同家がさしつかえなければ本市には問題はなく、その事業を切望することを市会の決議をもって、市長から秋田県内務部長に回答するという内容だった⁴²⁾。

すぐには市会が開かれず、10月18日付で市会議員17名から議長宛に「目下ノ一問題タル旧城地ヲ縣公園トナシ招魂社ヲ移転セシムルノ儀ハ本市ノ利害ニ至大ノ関係ヲ有スルハ論ヲ待タス故ニ市會決議ノ必要」があるとして、市会開設請求書が提出された⁴³⁾。

それに応じて10月21日に市会が開かれた。市会では佐竹家から市への管理委嘱の目的は公園の設置や樹木の栽培など旧城を永遠に維持する精神にほかならないという意見や、もともと城郭内にあった秋田神社を戻し、勤王志士の靈魂を祀る招魂社を縁故のある城址に再建することの意義から県公園を設けることは旧藩主も受容するはずとの発言があり、県からの照会を承諾する意見が出された。一方、城址は市の所有地ではなく、県公園は県の事業であり、市会で議論するのは権限外であるという意見や、市は城址を管理しているだけで、旧藩主に意見を言う立場にはないと発言もあった。

議論百出し、継続審議になった。10月23日の市会でも建議するかしないかで議論は収束せず、10月26日に三たび市会が開かれた。審議の過程で、採決の見込みとなり、反対者は退席したた

め、結局、満場一致で可決された⁴⁴⁾。旧城へ県公園を設置して招魂社を移転することは、佐竹家及び当市の利益と認められることから、それに要する地所を秋田県へ譲渡することを認めるという意見を佐竹家へ申し述べることになった⁴⁵⁾。

次いで11月1日の市会で、佐竹家に提出する上申書が審議された。この上申書案の概要は次の通りである。秋田城地の管理については、本市の資金も使い、不足分は毎年の収入をもって漸次着手している。公園の開設もその設備はまだ途中である。八幡神社、秋田神社等を旧本丸に遷座する計画は有志者に任せることになっていたが、その目的を実行する時機がなく遺憾であった。本城は「歴史上名跡トシテ永遠ニ保存スル」必要があるのみならず「旧藩臣民ノ永ク旧恩ヲ忘レサルノ情義」において、「一市」の力をもって維持するよりは、「一県」の力で保存する方が確実、堅固である。経費は多いが収益の少ない旧本丸、旧二の丸は県費での保存に委ね、収益が多く経費が少ない旧三の丸以外は本市が管理することは、佐竹家の利益であり、本市の利益でもある。以上のことから、公園の開設、神社の移転等の了承を、市会の決議をもって上申する。

この上申案に対し、先の建議で反対した議員を含む二人が、文言を微に入り細に入り厳しい指摘をして廃棄を訴えたが、採決の結果、原案通り可決された⁴⁶⁾。

(3) 佐竹家との交渉

秋田市会で招魂社の移転と県立の公園化等が同意された翌日(10月27日)、御代山本郡長は県知事に面会し、羽生市長と三者で招魂社の件について協議している。既に川井河辺郡長は招魂社の交渉のため上京していた。平山知事は広島藩出身で、この三名は秋田藩出身である。御代は戊辰の役で藩主とともに戊辰の役に陣出しているなど、佐竹氏とは面識がある。佐竹家との交渉はこの三人、特に御代が中心となって進められた。

10月29日にはこの三人で東京の佐竹邸に向かい大縄家令に面会し、招魂社の建築敷地として城址の譲り受けについて最初の交渉を行った。佐竹家側は城址の譲渡を渋っていたらしく、その後も、11月1日、3日、5日、6日と連日のように大縄家令と協議を重ねている。11月7日夜には酒席で御代と大縄は衝突し、翌8日には大縄から御代に前来的談判はすべて不調であると通牒があったが、9日には一転して合意された。そして10日に御代は平山知事、羽生市長とともに佐竹邸に向かい、佐竹義生に面会している⁴⁷⁾。この時点で基本的な合意が確認されたとみられる。

そして12月8日に県会議事堂で、県議員や御代らの有志者が集まり招魂社について協議会が開かれた。羽生市長から佐竹家との交渉の顛末について報告があった。翌9日も引き続き協議会が開かれ、県庁側の提案通りで合意された⁴⁸⁾。

御代弦の日誌からこのような一連の経過がわかるが、佐竹家との交渉内容は伺い知ることはできない。一方、県側は一貫して「公園化」ではなく、「招魂社」の協議を前面に出していることがわかる。招魂社や秋田神社の移転と県立の公園化は一体とした計画とされているが、発端は招魂社の移転であったことの証左といえる。

(4) 秋田県会での建議と公園化の予算可決

1895年12月11日の県会に「縣公園地ニ関スル建議」が提出された。議員30名のうち29名からの建議だった。これは先の12月9日の協議会で合意された県庁側の提案の内容だったとみられる。県当局からの諮問ではなく、県会での審議をより円滑にする方策がとられた。

その中で、城址の状況を「今ヤ漸ク荒無廢類ニ属セントスルハ其等ノ嘆惜ニ堪ヘサルヘ」と嘆いている。ただし「土地ハ高壮ニシテ風色ノ佳絶ナルコト闔國其比ヲ見サル」と評価し、公園にす

れば「天下ノ美観」になると主張している。さらに焼失した招魂社を移転し、「義士ノ誉」と「公園ノ美」とを後世に伝えることは「千載ノ快事」だと指摘している。そして「縣民敵愾忠愛ノ元氣ヲ振作スル」として議案を提出した。その費用は、「公園敷地譲受代」として6千円、「公園借地料」として7千円、「公園造営費」として5千円、合計1万8千円としている。そのまま修正もなく可決された⁴⁹⁾。城址は、秋田市による管理が5年間されていたにもかかわらず寂しい状況だった。基本的には土地や濠の貸し渡し料収入による整備だったため、自ずと限界があった。

この建議書では招魂社よりも「公園化」を前面に出している。予算化を伴うことから「公園」を建議する必要があった。なお建議書では、戊辰の役での695名の戦没者を祀る招魂社が1893年に焼失したが、移転に伴い、1894～1895年の日清戦争の「殉国奉公ノ忠士」も祭祠するとしている⁵⁰⁾。このように祭祀する人数の増加が、招魂祭を開くための広い敷地を求めた。

そして12月19日、秋田県会に公園費予算案が提出された。既に11月から始まった県会で1896年度予算案が審議されていたが、12月11日の建議の可決に伴う予算の追加だった。

建議による公園費総額に変更はないが、1896年度からの三カ年継続事業にした「秋田縣公園費継続年期及支出方法」として、1896年度は土地の買収費6千円のみで、1897年度と1898年度で整備する計画である(表-3)。説明書の中で、旧本丸の一部を買い受け、その他は借り受けて公園を造営するとしている。また当該年度で支出額に残金が生じるか、残事業がある時は、次年度の支出額に加えて、本事業を完成させるとしている。1898年度までに公園の造営をする計画だった⁵¹⁾。

この予算案は翌12月20日に審議され、質疑もなく満場一致で可決された⁵²⁾。

(5) 秋田市の抵抗と受容

城址の公園化に伴う佐竹家との合意や、公園化に伴う予算化が決まった秋田県から、1896年2月8日付で秋田市に対し、「侯爵佐竹家ノ委嘱ヲ受ケ秋田舊城地ヲ管理セルハ市制ヲ為ス可ラサル儀ニ付今其管理ヲ解可シ」という訓令があった⁵³⁾。まだ秋田市は正式に委嘱された管理を解除していなかった。なお羽生市長は前年11月に辞意を表し、1月29日の秋田市会で、御代弦が市長候補者の選挙で当選していた。羽生は上京し、秋田を不在にしていた。御代は2月29日に裁可となり正式に市長に就任した。

羽生市長が辞表を提出したのは、秋田市と佐竹家との間で城址の貸借問題が膠着し、佐竹家の大縄家令を市長に据えてその打開を画策したからだという⁵⁴⁾。羽生は城址の秋田県への譲渡に関して、県知事らの佐竹家との交渉の場に同席している。しかし羽生

の思いは秋田市への貸与だったことになる。先述のように前年11月1日の市会で県への譲渡を認める上申書を決議した時期は、佐竹家との交渉で上京中だった。

2月8日の市参事会で秋田県からの訓令にどのように対処するか議論された。羽生市長が不在のため市長代理の根田助役が議長になった。議長のほか4名が出席した。このうち2名は訓令に沿って城址を返上することに同意する意見だった。残りの2名は委嘱による管理が問題であるならば、佐竹家から借用すべきと主張した。意見は二分したが、議長の助役は借用する意見に賛同して、それが決議になった。このことを在京の羽生市長に伝えて佐竹家の意思を確認することになった⁵⁵⁾。この決定は羽生の意向と同じだった。

結局、2月17日の市会で、秋田県からの訓令に対しては以下のような対応が満場一致で決まった。本市が城址を管理することは、市の公益のために委嘱を願い出て許された経緯がある。県庁が「管理」という名称が市制上差し支える」と指摘しているので、本市では「拝借地」と改称し、さらに勸業を進める。ただし「県公園」等の設置のために佐竹家が県知事と契約した時にはその部分をいつでも返上する⁵⁷⁾。なお秋田市は事前に秋田県側と交渉していた。秋田市の立場を配慮し、秋田県と佐竹家との契約が済みまで猶予する内容だった。

しかし3月25日付で大縄家令から市長宛に、過般、旧城地について秋田県知事から管理を解除するべきとの訓令があったように、速やかに返納の手続きをするよう、また拝借地とする改称の願いは許容できないという文書が届いた⁵⁸⁾。佐竹家としては県側との合意を優先した。

4月になると市長は佐竹義生宛に、以下のような内容の「舊城地ノ儀ニ付上申」を作成した。1889年中に拝借を懇願した趣意は、一市の団体をもって深く旧恩を感戴し、旧君臣の情義を永遠に維持する精神である。城址の管理を解除しても、「縣公園」や「縣試作地」を除いて、従来通り引き続き拝借したいとあった⁵⁹⁾。

5月6日の市会で旧城地に関する議論があった。まず大縄家令から市長に宛てて、4月14日付で速やかに同地を引き渡す手続きが求められたこと、4月30日付で高等小学校や鐘楼等の用地の拝借はそのままとし、市民への貸し付け分の返地や引き継ぎ等は家扶と協議するよう求められたことが報告された。

続けて、城址の管理を解除するにあたって、秋田市が使用中の高等小学校敷地、同附属用地及び鐘楼敷地は、引き続き拝借の許可を佐竹家に上申することが審議された。ここでも「旧城の管理」は長く旧君臣の情誼を維持することが目的であり、解除することで旧君臣の情義が薄くなり、佐竹家の待遇が自然に冷淡になってくることが懸念して抵抗する意見が相次いだ⁶⁰⁾。

そして6月20日市会であらためて秋田市長と佐竹家との約定書が審議され、秋田市が使用する敷地の貸借などの条件が整理された⁶¹⁾。6月25日の市参事会で大縄家令から承諾を得たことが報告され、旧城地の管理解除を佐竹家に上申することを決めた⁶²⁾。

(6) 佐竹家と秋田県との約定書の締結

5月11日付で、佐竹家と秋田県で城址の公園化に伴う貸借の約定書が締結された。その概要は以下の通りである。「舊秋田城地」の旧本丸のうち社地と県公園地を除いた土地と旧二の丸や濠水面などを「公園附属地」として、公園開設中は秋田県が借用する。借地料は7千円として、1897年度と1898年度に各3,500円を秋田県が佐竹家に支払う。借用地はすべて旧形保存の目的で公園の設計をする。また石木及び石垣、石壇等は現在のまま保存する。もし設計上、その変更が必要な時は佐竹家の承諾を受ける。借用地において公園造営上必要な施設は秋田県知事の対応に任ずることなどが記されている⁶³⁾。

表-3 公園費継続年期及支出方法⁵⁵⁾

年度別	(円)	項目	(円)	内訳	(円)
1896年度支出額	6,000	公園造営費	6,000	公園土地買収費	6,000
1897年度支出額	6,000	公園造営費	6,000	樹木培養費	400
				石材費	200
				石段石垣費	338
				営繕費	302
				雑給	1,181
				備品費	35
				消耗品費	10
				雑費	34
				公園附属地借地料	3,500
1898年度支出額	6,000	公園造営費	6,000	樹木培養費	400
				路面築造費	360
				営繕費	734
				雑給	918
				備品費	15
				消耗品費	50
				雑費	23
				公園附属地借地料	3,500
公園費 計	18,000				

注) 小数点以下四捨五入

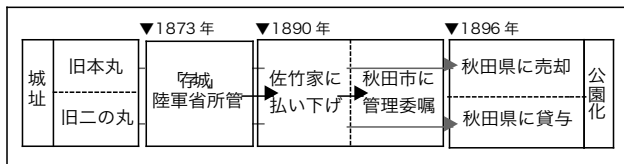


図-1 秋田(久保田)城址の所有・管理の変遷模式図

そして5月19日付で、佐竹義生は御代弦を代理人と定め、「舊城地ノ内秋田縣公園用地トシテ賣渡及貸渡ニ係ル土地、秋田縣へ引渡之事」の権限を委任している⁶⁴⁾。既に御代は秋田市長になっていたが、佐竹家の信頼は厚く、秋田県との交渉の窓口になった。特に4月から御代は仙台の歩兵第十七連隊と第十六旅団司令部の誘致活動を積極的に行い、5月に秋田市への移駐が決まった。その敷地についても佐竹家と鋭意交渉していた。

同じ5月19日付で、佐竹義生から秋田県知事に売り渡し証が作成された。「旧城地本丸」のうち「秋田縣公園用地」の土地が附属する木石などととも6千円だった⁶⁵⁾。そして6月18日付で佐竹義生は、県公園用地の買い受け代金6千円をそのまま招魂社の再建費に寄付する通知を出している⁶⁶⁾。佐竹家では旧本丸の公園化に伴う売却は自らの利益のためではなく、招魂社等の立地を伴う公園化を主体的に受け入れていた。

5. まとめ

本稿では秋田城址の公園化に至る背景や経緯を明らかにした。

1873年に「存城」として陸軍省の所管となった秋田城址は適切な管理がされず、一部は畑地や養魚場として賃貸されていた。それに対し秋田県と秋田市はそれぞれが主体的に利用する意向を有していた。1890年に城址は陸軍省にとって不要な土地として、旧藩主佐竹家に払い下げられた。佐竹家は城址利用の意向を受けていた秋田市に管理を委嘱した。秋田市は旧本丸での公園開設を計画し、不要な木石の売却費や土地や漆の賃料をもとに城址に植樹などを施した。

一方、日清戦争の終結を受け、秋田では焼失していた招魂社の再建が焦眉の問題だった。有志者が協議し、招魂社を城址に移転し、秋田県が城址を公園として整備することを計画した。秋田県は地元有力者とともに城址の譲渡について佐竹家と交渉し、旧本丸の払い受けと旧二の丸の借用で合意した。県会は「県公園」の開設を建議し、1896年度からの三カ年継続の公園費を予算化した。そして秋田県は旧藩主家所有地の管理をしている秋田市を市制上の問題があると指摘し、管理の解除を指示した。秋田市長や秋田市参事会員の中には抵抗する意見もあったが、秋田市が設置した学校と鐘楼用地を継続して借用することで受け入れた。

以上から秋田城址の所有・管理等の変遷を示すと図-1の通りである。秋田市は委嘱された管理の範囲内で公園化を企てたが、その整備は進まなかった。一方、秋田県は招魂社の移転を契機として旧本丸の買収を伴う公園化に成功した。公園化は招魂社の移転が目的だった。こうして招魂祭の場が確保されることになり、さっそく1896年6月に臨時招魂祭が城址で挙行された。

補注及び引用文献

- 1) 平井誠(2014)：明治前期における今治城の私下地について：愛媛県歴史文化博物館研究紀要 19、11-36
- 2) 野中勝利(2007)：1873年の「廃城」と城址の公園化に関する研究：都市計画論文集 42-3、432-438
- 3) 平井誠(2011)：明治期における城郭の公園化-松山公園と道後公園-：愛媛県歴史文化博物館研究紀要 16、101-138
- 4) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C06080856200、1889年『貳大日記8月』(防衛省防衛研究所)
- 5) 小林等(2006)：松平家文書から見る若松城下げの事実-遠藤敬止顕彰碑の検証-：会津若松市研究 8、18-62
- 6) 野村美紀(2004)：松平頼壽と別邸城雲閣-その建設と利用をめぐる-：香川史学

31、45-59

- 7) 佐々木孝文(2010)：近代の鳥取城(2)明治後期から昭和19年の鳥取市への寄贈まで：鳥取城調査研究年報 3、33-42
- 8) 現在、「秋田城跡」として国指定史跡(1939年)になっているのは古代出羽国府に比定される城郭官衙遺跡である。藩政期に佐竹氏の居城があった城址は、千秋公園(久保田城跡)として市指定名勝(2008年)になっている。1871年に久保田藩が秋田藩に改称され、本稿の対象期間における行政資料、議会資料の中では久保田城址という表現は確認できない。秋田市及び秋田県の行政資料等では単に「旧城地」という名称が多用されている。一方、1890年に陸軍省が城址の払い下げを指示した公文書では「秋田城四千五百円」とあり、1896年に佐竹家と秋田県の間で締結された城址の公園化に伴う貸借の約定書では「舊秋田城地」と記されている。そこで本稿では「久保田城址」ではなく、「秋田城址」を使用する。
- 9) 長谷川智之(2007)：秋田・千秋公園にみる長岡安平の設計思想：都市公園 179：東京都公園協会、99-103
- 10) 秋田市史編さん委員会近・現代部会編(2001)：御代弦日誌：秋田市
- 11) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09121381600、明治7年5月 諸県927(防衛省防衛研究所)、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09121381800、明治7年5月 諸県927(防衛省防衛研究所)
- 12) 『太政類典』第5編・明治14年・第30巻、国立公文書館蔵
- 13) 『明治十三年 県租税課地理掛事務簿 全・陸軍省往復の部』秋田県公文書館蔵
- 14) 『明治十八年自三月至九月 兵事課庶務掛事務簿』秋田県公文書館蔵
- 15) 『明治十九年自九月至十二月 兵事課事務簿』秋田県公文書館蔵
- 16) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09060318300、明治11年規則(防衛省防衛研究所)
- 17) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09070939100、明治15年第5号審按 従4月至6月(防衛省防衛研究所)
- 18) 『兵事課庶務掛事務簿』秋田県公文書館蔵
- 19) ローラ・D・ガルス、小貫山信夫訳(2003)：チャールズ・E・ガルス：聖学院大学出版会、91
- 20) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09070980700、明治15年第5号審按 従7月至9月(防衛省防衛研究所)
- 21) 『明治十八年三月四月 兵事課庶務掛事務簿』秋田県公文書館蔵
- 22) 『明治二十三年自一月至五月 第一部庶務課事務簿』秋田県公文書館蔵
- 23) 秋田市街の郊外に八橋公園があった。
- 24) 『明治二十三年自一月至五月 第一部庶務課事務簿』秋田県公文書館蔵
- 25) 『明治二十九年 旧城地管理事務簿』秋田市文書法制課蔵
- 26) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C07050212200、明治23年「伍大日記2月」(防衛省防衛研究所)
- 27) 『明治二十三年五月ヨリ九月マテ 第一部庶務課事務簿』秋田県公文書館蔵
- 28) 『自明治二十四年至明治三十年 旧城借地証書綴』秋田市文書法制課蔵
- 29) 『明治二十三年 秋田市参事會議事録』秋田市文書法制課蔵
- 30) 『自明治二十四年至明治三十年 旧城借地証書綴』秋田市文書法制課蔵
- 31) 『自明治二十四年至明治三十年 旧城借地証書綴』秋田市文書法制課蔵
- 32) 『明治二十三年 秋田市参事會議事録』秋田市文書法制課蔵
- 33) 『明治二十三年 秋田市会會議事録』秋田市文書法制課蔵
- 34) 秋田魁新報、大正5年5月1日
- 35) 『明治二十三年五月ヨリ九月マテ 第一部庶務課事務簿』秋田県公文書館蔵
- 36) 秋田魁新報、大正5年5月1日
- 37) 『明治二十八年 秋田市会會議事録』秋田市文書法制課蔵
- 38) 前掲：御代弦日誌：秋田市、34
- 39) 前掲：御代弦日誌：秋田市、48
- 40) 『明治二十八年 旧城地管理事務簿』秋田市文書法制課蔵
- 41) 『明治二十八年 市議事事務簿』秋田市文書法制課蔵
- 42) 『明治二十八年 旧城地管理事務簿』秋田市文書法制課蔵
- 43) 『自明治二十六年至明治二十八年 秋田市会決議報告』秋田市文書法制課蔵
- 44) 『明治二十八年 秋田市会會議事録』秋田市文書法制課蔵
- 45) 『自明治二十六年至明治二十八年 秋田市会會議事録』秋田市文書法制課蔵
- 46) 『明治二十八年 秋田市会會議事録』秋田市文書法制課蔵
- 47) 前掲：御代弦日誌：秋田市、49
- 48) 前掲：御代弦日誌：秋田市、50
- 49) 『明治二十八年 秋田縣通常縣會議事日誌』秋田県公文書館蔵
- 50) 『明治二十八年 秋田縣通常縣會議事録』秋田県公文書館蔵
- 51) 『二十七年決算共 二十九年議案』秋田県公文書館蔵
- 52) 『明治二十八年 秋田縣通常縣會議事日誌』秋田県公文書館蔵
- 53) 『明治二十九年 旧城地管理事務簿』秋田市文書法制課蔵
- 54) 渡部誠一郎(1989)：秋田市長列伝：秋田魁新報社、63-68
- 55) 『二十七年決算共 二十九年議案』秋田県公文書館蔵
- 56) 『明治二十八年 秋田市参事會議事録』秋田市文書法制課蔵
- 57) 『自明治二十九年自明治三十年 秋田市会決議報告』秋田市文書法制課蔵
- 58) 『明治二十九年 旧城地管理事務簿』秋田市文書法制課蔵
- 59) 『明治二十九年 旧城地管理事務簿』秋田市文書法制課蔵
- 60) 『明治二十九年 秋田市会會議事録』秋田市文書法制課蔵
- 61) 『自明治二十九年自明治三十年 秋田市会決議報告』秋田市文書法制課蔵
- 62) 『明治二十八年 秋田市参事會議事録』秋田市文書法制課蔵
- 63) (1952)：都道府県立公園及び景勝地：厚生省国立公園部、55-56
- 64) 『明治二十九年 旧城地管理事務簿』秋田市文書法制課蔵
- 65) 『明治三十一年自三月至七月 第五課地理係事務簿』秋田県公文書館蔵
- 66) 『明治二十九年 旧城地管理事務簿』秋田市文書法制課蔵